

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○知事等の給与の特例に関する条例

(人事課)

一

ページ

条 例

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

知事等の給与の特例に関する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。）第二条の知事等の給料の月額を、令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に係るもの限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額（以下「基礎額」という。）から、知事については基礎額に百分の十、副知事にあつては基礎額に百分の七、教育長及び公営企業管理者にあつては基礎額に百分の五、常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。